

農業集落排水事業に係る平成22年度トピックについて

群馬県県土整備部下水環境課

本県の汚水処理人口普及率は平成21年度末で71.4%という状況であり、全国で37位と低位とどまっています。県では平成21年度から「汚水処理人口普及率ステップアッププラン」による下水道や浄化槽、そして農業集落排水の汚水処理施設の整備を行なう市町村への支援を積極的に行なっていますが、景気後退や市町村の厳しい財政状況等により、思うように普及率が伸びない状況があります。このような中ですが、平成22年度における農業集落排水に係わるトピック的な事項3点について紹介したいと思います。

①地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)の存続

昨年8月の平成23年度予算概算要求では、「地域再生基盤強化交付金は廃止」と示されました。最終的に12月24日の政府予算案においては、対前年比60%で国費620億円という額ではありますか予算計上されました。これは6月に行なわれた内閣府行政事業レビューの「廃止を含め抜本的な見直しを行なう」との評価結果に対応するものでしたが、本交付金は創設以来、本県の多くの市町村の地域再生、社会資本の整備等(道整備・汚水処理施設整備)に対して重要な役割を果たしてきたものです。これが、何の説明もなく突然「廃止」と発表され、多くの関係者が非常に驚き、今後の対応をどのようにしたらよいかと苦慮しておりました。

しかし、その後多くの関係団体からの政府に対する本交付金の存続に向けた要望活動があり、また、11月17日の参議院予算委員会において加藤修一議員(公明党)がこの件に関して質問し、菅総理大臣、片山地域活性化担当大臣(総務大臣)、馬淵國士交通大臣などから、「継続事業に関するもの」と考へています。本県でも群馬県土地改良事業団体連合会を始め、下水道や浄化槽の関係団体から政府へ要望活動がなされており、感謝を申し上げることろ

です。本県のみならず、全国多くの皆様の要望によって存続した大切な交付金なので、今後も有効に活用し、汚水処理人口普及率の向上につなげてもらえばと考えています。

②肥料化施設等の利用状況調査結果

昨年11月に農業集落排水も対象とする会計検査院の実地検査が行われました。その中で汚泥脱水装置・汚泥乾燥施設やコンポスト施設などの肥料化施設(以下「肥料化施設等」という)の稼働状況、汚泥の利用状況等の関係で資料提出や説明を求められました。

今回の実地検査を契機に県内の109施設について、関係市町村の皆様から協力を得て、肥料化施設等の有無・汚泥の利用状況等の再調査を行いましたので、その内容を(表-1)「肥料化施設等」の有無による汚泥の利用区分

(表-2)「肥料化施設等」あり地区における装置区分

区分	地区数
汚泥脱水装置	67
汚泥乾燥機	19
肥料化施設	8
汚泥炭化施設	1

(表-3)汚泥の利活用状況

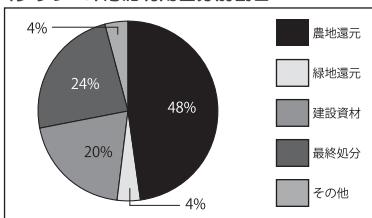
区分	汚泥量(t)	占有率(%)
農地還元	2,046	46.2
緑地還元	159	3.6
建設資材	1,133	25.6
最終処分	1,087	24.6
計	4,425	100.0

イクル率としては約75%となっていますが(表-3)、全国的にも循環型の社会形態が叫ばれていますので、この率をできる限り向上していくような取組を各地域、各市町村でお願いいたします。

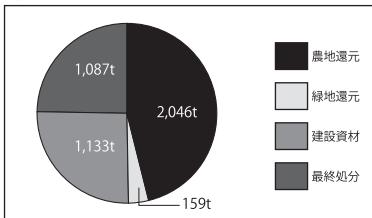
(表-1)「肥料化施設等」の有無による汚泥の利用区分

区分	施設あり	施設なし	計
農地還元	49	3	52
緑地還元	3	2	5
建設資材	7	15	22
最終処分	6	20	26
その他	3	1	4
計	68	41	109

(グラフ-1)汚泥利用区別割合



(グラフ-2)汚泥の利活用状況



③農業集落排水から下水道への接続事例の誕生

昨年度の第14号(平成22年2月)にて、

おわりに

県内でも施設の老朽化、人口の減少、市町村財政の悪化などの理由により、農業集落排水施設の下水道への接続、隣接する農業集落排水施設への統合などが検討されはじめていると紹介しましたが、伊勢崎市において、下水道へ接続するといふ事例が誕生しました。これについては、平成22年12月31日の上毛新聞の1面にも大きく取り上げられました。

この事例は効率的な生活排水処理を進めため、旧赤堀町にある二つの農業集落排水施設を隣接する市公共下水道に接続しようというもので、これにより長期的に維持管理費を圧縮させたいという考え方によるものです。市からの相談を受け、県の内部で調整を行い、現在農林水産省関東農政局との調整を進めているところです。

魚沼市では、農業集落排水施設どうしの

統合事例でしたが、本年度11月の現地研修では事務局のお計らいにより、長野県朝日村における下水道への接続事例を研究旅行しており、下水道への接続事例多くあります。また、農林水産省の財産処分に係る承認基準が平成20年度に改正され、①10年経過した財産は補助目的を達成したものとみなす、②市町村合併を理由とする場合は10年経過前でもよい、③地域活性化等を図るために下水道への接続により使用しなくなった処理場を利用すれば、という事項に該当する場合は補助金返還が免除されるという内容に緩和されたこともあります。今後このような事例は増えてくると思われます。伊勢崎市では処理場を地域の防災関連施設(防災備蓄倉庫、防火水槽等)に利用する計画です。